

子育て世帯のみなさまへ 給付金の申請をお忘れなく



下記の給付金の受付を行っています。まだ申請がお済みでない場合は、期限までに申請してください。対象者等の要件があります。

※各給付金について詳しくは市ホームページをご覧ください。

●低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外の子育て世帯分)

支給額 対象児童1人につき5万円

申請期限 2月29日(木)



▲ひとり親世帯



▲ひとり親世帯以外

●子育て世帯臨時特別給付金 (0歳～18歳 所得制限無し)

支給額 対象児童1人につき1万円

申請期限 3月31日(日)



▲市ホームページ

NEW ●子育て世帯応援臨時給付金

支給額 対象児童1人につき5千円

支給対象者 0歳～18歳(平成17年4月2日～令和6年3月31日生まれ)の児童を養育する父母等

※令和5年11月30日時点で市内に住所のある児童または市内に住所のある父母等に養育される児童に限ります。

※所得制限はありません。

ご注意ください

申請が必要な方 対象の児童あてに申請書を郵送しています。

申請不要の方 児童手当受給世帯(公務員を除く) 1月30日に振り込みしています。

申請方法 オンライン、郵送、窓口 **申請期限** 3月31日(日)



▲市ホームページ

【共通】受付窓口 子育て政策課、土山・甲賀・甲南・信楽各地域市民センター

問合せ 子育て政策課 子育て政策係 TEL)69-2176 FAX)69-2298

ひとり親家庭等入学支度金の手続きを忘れずに

支給対象 令和6年2月1日現在で申請者および児童が甲賀市内に引き続き1年以上お住まいの方(住民登録がある方)で、令和6年4月に小学校、中学校に入学される児童を養育しているひとり親家庭、もしくは父母にかわってその児童を養育している方。

※所得制限はありません。※対象者への個別通知は行いません。

申請期限 2月29日(木) ※期限を過ぎたの受付は行いません。

申請方法 オンライン、窓口

受付窓口 子育て政策課、土山・甲賀・甲南・信楽各地域市民センター

支給額(1人あたり) 小学校入学 / 5千円 中学校入学 / 1万円

支給日 3月29日(金) 予定

※支給要件やオンライン申請等詳しくは市ホームページをご覧ください。



▲市ホームページ

問合せ 子育て政策課 子育て政策係 TEL)69-2176 FAX)69-2298

4月から高校生世代と精神障がい者の方の 医療費助成を拡充します



滋賀県制度の拡充に伴い、4月から高校生世代のこども、精神障害者保健福祉手帳1級等をお持ちの方に対して、保険適用医療費の自己負担分を全額助成します。助成を受けるには福祉医療費受給券(助成券)が必要です。必ず交付申請手続きをしてください。

※対象となる可能性がある方宛に、2月中旬に個別に通知をお送りします。詳しくは市ホームページをご確認ください。

●高校生世代福祉医療費助成制度

対象者	甲賀市に住民票のある義務教育終了後翌日から18歳となる年度の末日までの方(高校1～3年生世代) ※就学・就労の有無は問いません。
保険適用診療科目	全診療科目・入院・外来
所得要件	なし



▲市ホームページ

※現在、中学3年生で、子育て応援医療費受給券(クリーム色)をお持ちのお子さまは申請不要です。3月21日以降に受給券をお送りします。
※重度心身障害、ひとり親家庭などの福祉医療費助成制度に既に該当されている方は、こちらの制度が優先となるため、制度切替え案内を送付します。
※保護者が甲賀市外に住民票があり、その住所地で対象者が医療費助成を受給できる場合は助成対象外となります。
※生活保護を受給中の方は除きます。

●重度障害者福祉医療費助成制度

対象者	①精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方 ②精神障害者保健福祉手帳2級+療育手帳B1の両方を持っている方 ③精神障害者保健福祉手帳2級+身体障害者手帳3級の両方を持っている方
保険適用診療科目	全診療科目・入院・外来 ※自立支援医療受給者証(精神通院医療)対象者の精神科通院は除く。
所得要件	あり



▲市ホームページ

※自立支援医療受給者証(精神通院医療)の対象者である方は、精神科通院医療費受給券(助成券)と併用していただく必要があります。
※障害要件に該当される方宛に通知をお送りしますが、所得審査等の結果、該当しない可能性があります。
※生活保護を受給中の方は除きます。

申請方法 申請案内に同封の返信用封筒による郵送申請 **受付締切** 3月8日(金)

郵送申請が困難な方は、下記の期間に、窓口でも受付します。

受付期間 3月8日(金)まで 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

受付場所 保険年金課、土山・甲賀・甲南・信楽の各地域市民センター

※この期間を過ぎても手続きいただけますが、手続きが遅れると助成対象とならない期間が発生する場合がありますのでお早めに手続きください。

問合せ・申込み 保険年金課 後期高齢者医療係 TEL)69-2142 FAX)63-4618

ご存じですか? 障害児福祉手当・特別障害者手当

市では常時介護が必要な在宅で重度障がいがある方に、手当を支給しています。いずれの手当も診断書による認定が必要です。

身体障害者手帳等がない場合でも申請できますが、障がいの状態によっては支給対象とならない場合があります。また、所得制限があるので、支給対象とならない場合があります。

詳しくは下記までお問い合わせください。

問合せ 障がい福祉課 施策推進係
TEL)69-2161 FAX)63-4085



▲市ホームページ

	対象者	支給額
障害児福祉手当	20歳未満で、精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活で常時の介護を必要とする在宅の方	15,220円(月額)
特別障害者手当	20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする在宅の方	27,980円(月額)